

西宮市私道舗装等整備に関する要綱

西 宮 市

西宮市私道舗装等整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市道として認定することが困難な私道を市の負担で舗装等整備することにより、交通安全の確保および生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において私道とは、敷地の全部または一部が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されている道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。ただし、当該私道の入り口に門扉等が設置され宅地の一部と認められるもの、集合住宅の敷地内通路及びその他これらに類するものを除く。

2 この要綱において舗装等整備とは、路面舗装（アスファルト舗装をいう。以下同じ）ならびに付帯して実施しなければならない側溝、排水管および路肩（土留擁壁等を含む。以下同じ）の修繕工事（当該工事費が路面舗装工事費に対して占める割合が合計50%以下のものとする。）をいう。

3 この要綱において代表申請者とは、舗装等整備を行おうとする私道の関係土地所有者の承諾を得て、舗装等整備の事前協議、申請その他の手続および舗装等整備がされた私道の維持管理を行うものをいう。

(舗装等整備の対象)

第3条 舗装等整備の対象は、つぎの各号に掲げる要件のすべてに該当する私道とする。

- (1) 幅員は側溝を含み、原則として1.8メートル以上であるもの。
- (2) 不特定多数の住民の利用に供され、または供することができるもの。
- (3) 公道より沿道の建物が概ね連たんし、当面の間、埋設物の設置等による路面の掘削が行われないもの。
- (4) 沿道敷地からの排水が側溝、雨水桝等により適正に行われており、路面舗装に付帯して実施しなければならない側溝、排水管および路肩の修繕工事費が前条第2項に規定する限度を超えないもの。
- (5) 一般交通または舗装等整備に支障となる占用物件がないもの。
- (6) 関係土地所有者がその敷地を一般交通の用に供し、舗装等整備を行うことについて承諾していること。
- (7) 沿道の住民が舗装等整備を要望していること。
- (8) 両端が公道に接続しているもの。ただし、一端が公道に接続し、他の一端が学校、幼稚園、保育園その他公共施設に通じているものまたは一端の

みが公道に接続する私道で、当該私道を利用する建物の戸数が10以上あるものは、その利用形態により対象とすることができる。

- 2 舗装等整備に伴う水道管、ガス管または下水道管等の地下埋設物の移設または補修に係る工事費等は、舗装等整備の対象としない。
- 3 舗装等整備は、同一箇所について1回限り行うものとする。

(申請等)

第4条 代表申請者は、舗装等整備を申請しようとする場合には、あらかじめ私道舗装等整備事前協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議を受けた私道が前条第1項各号(第6号および第7号を除く。)に該当する場合には、代表申請者に私道舗装等整備申請書(様式第2号)を提出させるものとする。

3 前項の申請書は、つぎの各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 土地所有者の承諾書(様式第3号)

(4) 沿道住民の要望書(様式第4号)

(5) その他市長が必要と認める書類

4 代表申請者に変更のある場合には、遅滞なく市長に届出て、その承諾を受けるものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請を受理した場合には、すみやかに舗装等整備の可否を決定するものとする。

2 前項の舗装等整備の可否は、私道舗装等整備工事承認通知書(様式第5号)または私道舗装等整備工事不承認通知書(様式第6号)をもって通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により舗装等整備を行うことを決定した場合には、当該私道の公共性、利用度合い、排水機能等を参考にして、当該年度の予算の範囲内において工事を行うものとする。

(維持管理)

第6条 代表申請者は、舗装等整備がされた私道について、その機能をそこなわないよう自己の責任において適正な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施工に関し必要な書類は、土木局長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 市長は、第3条第1項各号の規定に適合する私道であっても、当該私道が公共下水道整備が3年以内に実施予定の区域に属する場合には、下水道整備が完了し当該私道に下水道管が布設（私道下水道布設取扱要綱に基づく場合を含む。）されるまで舗装等整備工事を延期することができる。
- 3 前項に規定する舗装等整備工事の延期の可否は、第4条に規定する事前協議のときに行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第3条第3項、第4条第4項および第6条の規定は、改正前の要綱に基づいてされた舗装等整備にも適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

様式第3号

土地所有者の承諾書

平成 年 月 日

西宮市長様

土地所有者

住所

TEL

氏名

印

私が所有する下記の私道敷地について、舗装等整備工事が施行されることを承諾します。

また、この私道を今後とも一般通行の用に供します。

土地の所在及び地番

土地所有者本人確認のために、現住所が登記簿記載住所と異なる場合は、住所の沿革が付く書類（住民票等）を添付してください。

様式第5号

西道補発第 号
平成 年 月 日

様

西宮市長

私道舗装等整備工事承認通知書

平成 年 月 日に申請された私道舗装等整備については、承認することに決定しましたので通知します。

なお、今後次の事項を遵守して下さい。

- 私道舗装等整備の完了後は、当該私道の維持、管理を責任をもって行うこと。

様式第 6 号

西道補発第 号
平成 年 月 日

様

西 宮 市 長

私道舗装等整備工事不承認通知書

平成 年 月 日に申請された私道舗装等整備については、下記の理由により承認できないので通知します。

〔理由〕

.....
.....
.....
.....
.....
.....